

保国発第1030001号

雇児総発第1030001号

平成20年10月30日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

## 被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

## 記

## 1 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

## 2 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが

必要であるが、先般協力をいただいた資格証明書の発行に関する報告の結果をみると、その運用には差異が見られるところである。

このため、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対応が求められることから、以下の事項に留意して取り扱うこと。

#### (1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行なうことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

#### (2) 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を経ずに、資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

#### (3) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、特に、(1) のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。資格証明書発行後においても同様の対応を図ること。

#### (4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること。

## 中島好人議員 資料 2

### 国保事業における資格証明書及び短期保険証の発行件数

	H23	H24	H25	H26
資格証明書発行	475	496	249	289
短期保険証発行	338	417	452	421
計	813	913	701	710

平成25年8月27日付け、山議第N1404-40号で依頼のあった資料恵与方(建築住宅課分)  
3. 山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の実績について

## 平成21年度

## 住宅リフォーム助成制度

- (1) 助成件数 303  
(2) 申請件数 311

(金額の単位:円)			
額別(確定)	件数	助成額	見積金額(事業費)
30,000	102	3,060,000	17,613,399
50,000	39	1,950,000	14,111,747
70,000	25	1,750,000	13,617,509
100,000	137	13,700,000	176,303,317
合計	303	20,460,000	221,645,972

(9月、12月、3月補正;予算額:21,000,000)

## 平成22年度

## 住宅リフォーム助成制度(合計)

- (1) 助成件数 301  
(2) 申請件数 314

(金額の単位:円)			
額別(確定)	件数	助成額	見積金額(事業費)
30,000	39	1,170,000	10,802,473
50,000	34	1,700,000	16,046,104
70,000	89	6,230,000	102,545,744
100,000	139	13,900,000	290,049,599
合計	301	23,000,000	419,443,920

(9月、12月補正;予算額:25,500,000)

## 住宅リフォーム助成制度(災害)

- ・助成件数 199  
・申請件数 203

(金額の単位:円)			
額別(確定)	件数	助成額	見積金額(事業費)
30,000	21	630,000	3,797,307
50,000	20	1,000,000	7,795,922
70,000	19	1,330,000	11,677,724
100,000	139	13,900,000	290,049,599
合計	199	16,860,000	313,320,552

## 住宅リフォーム助成制度(一般)

- ・助成件数 102  
・申請件数 111

(金額の単位:円)			
額別(確定)	件数	助成額	見積金額(事業費)
30,000	18	540,000	7,005,166
50,000	14	700,000	8,250,182
70,000	70	4,900,000	90,868,020
100,000			
合計	102	6,140,000	106,123,368

## 平成23年度

## 一般住宅リフォーム助成制度

- (1) 助成件数 172  
(2) 申請件数 178

(金額の単位:円)			
額別(確定)	件数	助成額	見積金額(事業費)
上限7万円	172	9,836,000	183,619,646
合計	172	9,836,000	183,619,646

(9月補正;予算額:10,070,000)

## 平成24年度

## 一般住宅リフォーム助成制度

- (1) 助成件数 130  
(2) 申請件数 137

(金額の単位:円)			
額別(確定)	件数	助成額	見積金額(事業費)
上限7万円	130	7,450,000	121,403,609
合計	130	7,450,000	121,403,609

(6月補正;予算額:8,000,000)

## 平成25年度

(1) 助成件数 173件

助成額 9,920,000 170,000,000

## 公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて

### ○公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて

(平成14年3月29日)

(社援保発第0329001号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局保護課  
長通知)

公営住宅の入居に際しては、保証人の確保が必要とされる場合があるが、被保護者本人の努力にもかかわらずその確保ができない事例が見受けられ、住宅に困窮する被保護者の居住の安定への配慮が求められているところである。

一方、公営住宅に入居している被保護者が家賃を滞納している事例があり、公営住宅における被保護者の家賃滞納防止が求められているところである。

については、次の点に関し、保護の実施機関と公営住宅管理者との間で協議・調整等の連携が図られるよう管内実施機関に対し周知願いたい。

なお、保護の実施機関と公営住宅管理者が連携を図るに際しては、各地方公共団体における個人情報保護制度に留意されたい。

#### 1 保証人の免除等

公営住宅においては、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日建設省住総発第153号建設省住宅局長通知)により示されているように、入居の際の保証人要件については、公営住宅管理者の判断によるものであり、公営住宅への入居が決定した被保護者がその努力にもかかわらず保証人が見つからぬために入居が困難な状況にある場合には、公営住宅管理者の判断により入居に際し必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであること。

#### 2 家賃滞納に対する取扱い

最近、公営住宅入居者等が家賃を滞納する事例が見受けられるところである。このことについては、本来、住宅管理者と入居者である被保護者との間で解決されるべき問題ではあるが、住宅扶助として使途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法(以下「法」という。)の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要がある。

したがって、公営住宅に入居している被保護者について、公営住宅管理者からの連絡等により家賃を滞納する事例を発見した場合は、速やかに家賃を支払うよう法第27条により指導指示を行うこととし、なおこれに従わない場合には法第62条の規定により保護の停止の措置をとることについて検討すること。

また、前記の指導等によっても効果的に保護目的が達成されない場合には、被保護者に代わって公営住宅管理者に家賃を支払う旨の委任状等を提出させ、直接、公営住宅管理者に支払う(以下「代理納付」という。)方法をとっても差し支えないこと。

さらに、保護開始時等に、被保護者の同意に基づき、家賃を滞納した場合には代理納付を行う旨の委任状等を提出させた上で、家賃を滞納する事例を発見したときは、速やかに家賃を支払うよう法第27条により指導指示を行うこと。なおこれに従わない場合には、あらかじめ提出された委任状等に基づき代理納付を行う方法をとっても差し支えないこと。